

亀山市告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和2年10月6日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11217
- 3 路線名 徳原38号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 川崎町字上垣内4957番10地内
 - (2) 終点 川崎町字上垣内4957番10地内
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11218
- 3 路線名 能褒野49号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 川崎町字六反田472番4地内
 - (2) 終点 川崎町字六反田472番4地内
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11219

3 路線名 能褒野 50 号線

4 道路の区間

(1) 起点 能褒野町字能褒野 65 番 68 地内

(2) 終点 能褒野町字能褒野 65 番 68 地内

5 重要な経過地 なし